

第143号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（退職手当の額の特例）

- 3 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年島根県条例第 号）の施行の日から当分の間、知事、副知事及び出納長の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による退職手当の額から、当該額に、知事にあつては100分の10を、副知事及び出納長にあつては100分の5を、それぞれ乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成19年4月30日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する副知事及び出納長の退職手当の額は、第3条の規定による退職手当の額から、退職の日におけるその者の給料月額に、基準日から退職した日までの月数（1月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額に、同条第2号又は第3号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。